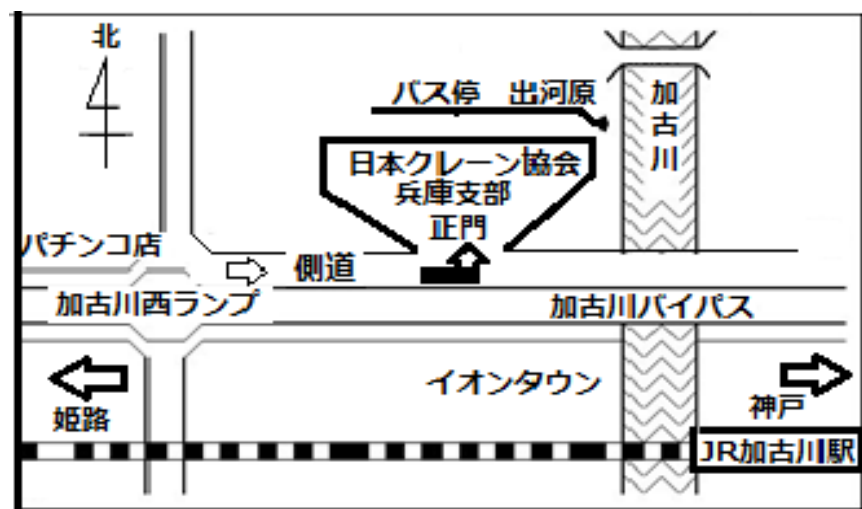


移動式クレーン定期自主検査者安全教育

(一社)日本クレーン協会兵庫支部 電話 079-434-1611

(移動式クレーンの定期自主検査者養成のための安全教育。クレーン機能を備えた油圧ショベル等のクレーン部にかかる定期自主検査を含みます。) 労働安全衛生法第45条に基づく移動式クレーン定期自主検査安全教育です。この教育は、定期自主検査の適切かつ有効な実施とその結果に基づく判定等の業務に従事する者に対して必要な知識を付与するために行われるものです。クレーン機能を備えた車輛系建設機械のクレーン部分に係る検査者教育も併せて行います。修了者には、当協会による修了証をお渡しします。

開催日	講習回数 第622-03回 令和5年8月7日(月) 9時から16時55分まで 定員：30名
講習会場	(一社)日本クレーン協会兵庫支部教習センター 加古川市東神吉町出河原441-1
申込先	(一社)日本クレーン協会兵庫支部・〒675-0052 加古川市東神吉町出河原441-1 電話 079-434-1611 FAX 079-434-1612 兵庫支部ホームページ (http://www.crane-hyogo.jp)
受講料	14,160円 (テキスト代・税込)
受講対象者	移動式クレーン運転士免許または小型移動式クレーン運転技能講習修了者などの移動式クレーンに関する何らかの資格の所有者または修了者
講習日の持参物	講習日の持参物：①本人確認用書類(自動車運転免許証のコピー、健康保険証、または住民票など、外国籍の方は在留カード) ②受講票 ③申込書(写真付):当支部へ郵送済の方は不要です。 ④筆記用具(鉛筆、ケシゴム) 資格証の持参は必要ありませんが、申込書の資格証貼付け欄に、所持している資格を記載してください。 テキストは当日に会場で配布。 服装は、教室内で講義を聞くのに適切な服装であれば自由です。
講義	1、移動式クレーン定期自主検査の意義 2、災害事例防止対策 3、関係法令 4、上部旋回体 5、下部走行体 6、アウトリガ 7、フロントアタッチメント 8、安全装置 9、各部給油一般 10、荷重試験及び給油一般検査



会場案内: 駐車場有:加古川バイパス 加古川西ランプで降りて、バイパスの北側にある東向き側道を東(神戸)方向へ約2km弱。
神姫バス:JR加古川駅南口から、8時25分発「都台」行き、「出河原」下車徒歩約1km(バス時刻表は変更有)
タクシー:JR加古川駅北口から10数分(約千数百円)
『出河原【でが(は)ら】のクレーン協会』と告げて下さい。
徒歩・貸自転車:JR加古川駅北口から徒歩約30分
約1.9km(徒歩の案内地図は、ホームページ参照)
昼食は弁当持参か近くにコンビニ、スーパー、うどん屋あり

電話申込後、郵送で申込書を当支部へ送付下さい。その後、銀行振り込み払い (ネット申込・コンビニ払いはありません)

1)電話で申込みをお願いいたします。会社名(個人の方はお名前)・電話番号・御担当者・人数をご連絡下さい。

電話 079-434-1611

2)電話申込み後、別添共通申込書に記入し、当支部あて郵送して下さい。

(申込書の資格証貼付け欄には、クレーンに関する所持資格の名称、発行機関名、修了・取得年月日を記入して下さい。)

3)申込書を送付した後に、受講料を銀行振込して下さい。

振込先: (銀行名) 三井住友銀行 (支店名) 神戸営業部 (口座) 普通 9448401

(名義) シヤニホンクレーンキョウカイヒョウゴシブ

(一社)日本クレーン協会兵庫支部 (銀行振り込み手数料はご負担下さい。)

4)申込書等の当支部へ到着と、銀行振込の両方が確認出来ましたら、当支部から受講票を送付します。

注意事項 ①銀行振込みのため、振込明細や払込票などをもって領収証に代えさせていただきます。

②申込書の送付と振込の両方が終了し、10日経過後、受講票等の到着の無い場合は、ご連絡下さい

③納入された受講料は、原則として返戻いたしません。但し、受講者の変更は直前まで可能です。ご連絡下さい。

テキストは当日、会場でお渡します。(講習等はすべて日本語で実施します。通訳等の対応は致しません。)